

## 平成29年第4回大衡村議会定例会会議録 第2号

---

平成29年12月7日（木曜日） 午前10時開議

---

### 出席議員（12名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄
12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ	14番 細川 運一

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

---

### 議事日程（第2号）

平成29年12月7日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出  
を求める請願について

---

本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出  
を求める請願について

追加日程第1 議会運営委員の選任について

---

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、ただいまから平成29年第4回大衡村議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、11番山路澄雄君、12番佐々木金彌君を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問は、通告順に発言を許します。

通告順5番、佐藤 貢君、登壇願います。

〔2番 佐藤 貢君 登壇〕

2番（佐藤 貢君） おはようございます。通告順5番、佐藤 貢です。

私は、2件通告しておりますので、一問一答で質問をいたします。

1件目は、「健康寿命延伸の取り組みは」と題して質問をいたします。

健康寿命とは、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと、平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある不健康な期間を意味します。

平成25年における日本の平均寿命は、男性が80.21歳、女性が86.61歳で、また健康寿命は男性が71.19歳、女性が74.21歳となっており、その差は男性で約9年、女性で12.4年であります。そういうデータがございます。今後、こうした平均寿命の延伸とともに、健康期間だけでなく不健康な期間も延びることが予想されます。住民の健康づくりの一層の推進を図り、平均寿命の伸び以上に健康寿命を延ばすことは、個人の生活の質の低下を防ぐ観点からも、社会保障負担を軽減する観点からも、とても重要なことだと思います。

大衡村においては、健康づくり推進事業として多くの施策を講じておりますが、改めて3点ほど質問したいと思います。

1点目として、今まで、健康づくり推進のため、予防・検診等の事業が実施されておりますが、特定健診やがん検診の受診率の状況と、今後計画されているものがあればお示しをお願いしたいと思います。

2点目としては、第2次おおひら健康プラン21の中で、健康寿命を延ばすこと、肥満者とメタボリックシンドローム該当者、そして予備軍の割合を減らすこと、がん検診を受診する人の割合をふやすこと、そういうものを重点目標に掲げてますが、村で現在実施されている主な事業はどういったものなのか、お聞きしたいと思います。

3点目として、2025年には、戦後生まれの団塊世代が75歳以上となる。後期高齢者が激増すると言われております。健康寿命の村づくりの観点から、どのような方針で対応するのか。

以上、この3点について、村長の考え方をお伺いしたいと思います。

次に、2件目として、「大衡村誌の第2巻としての発行に向けた考えはあるのか」と題して質問します。

大衡村誌として昭和58年7月に発行されておりますが、村誌編さんの始まりは大正4年にさかのぼり、昭和44年10月には村政振興長期構想計画の中で、文化財の保護に関連し、村誌の編さんを検討することを取り上げております。昭和49年3月、大衡村村誌編纂委員会が設置され、第14回の編纂委員会開催を経て発行に至っております。長期にわたる編集作業に多大なご尽力をいただいた多くの方々に対して深く敬意をあらわすものであり、先輩たちの労を無駄にせず、継続していくことが必要だと思います。

発行されてから34年たちますが、その間、大衡村の姿も大きく変わり、新たな歴史を向かえようとしております。村の歴史を知ることは、子供たちにとって大事な教育であり、また村内に定住する若い世代の方々に大衡村の歴史を広く知ってもらうためにも、村誌の

発行に向けた組織をつくりを今から進めるべきだと思いますが、村長の考えを問うものであります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

[村長　萩原達雄君　登壇]

村長（萩原達雄君）　　おはようございます。

佐藤　貢議員の一般質問にお答えをいたします。

1件目の健康寿命延伸の取り組みについてのご質問であります。

その中の1点目、特定健診やがん検診の受診率の状況と今後の計画等についてということでありますが、国民健康保険加入者のうち、40歳から74歳までの方を対象にして実施しております特定健診の今年度の受診率は58.6%と、対前年比で0.8%の増というふうになっております。

また、今年度の各種がん検診は、一部まだ完了はしておりませんけれども、11月末現在の受診率を申し上げますと、前立腺がん検診は17.8%、前年比5.1%減であります。それから、肺がんCT検診は13%、対前年比では0.6%の減ということであります。肺がん検診は31.6%で、これも対前年比で1.9%の減ということになっております。子宮がん検診は21.8%で、これも前年度比で1.2%の減ということでございます。乳がん検診は24.3%、これは前年比プラスで5.7%、プラスであります。大腸がん検診は24.9%、これはマイナスの1.1%、胃がん検診は10.1%で、0.9%の減となっております。唯一、乳がん検診が前年比でプラスということであります。

本村の特定健診の受診率は県内でも上位にありますが、さらに生活習慣の改善と病気の早期発見・早期治療につなげるため、来年度の総合健診は土曜日にも実施するという予定で計画を立てております。また、がん検診においては、各自己負担の軽減をこれまで以上に図っていくことができないか検討しているところでありますが、あるいは隔年対象となっていた40歳以上の乳がん検診については、対象年度に受診できなかった場合、次年度ですね、翌年度に受診が可能になるような、そういう柔軟な対応といったものを検討してまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

次に2点目の、健康寿命を延ばすために、現在実施されている事業はというご質問であります。第2次おおひら健康プラン21に基づいた健康づくり事業として、運動普及を図る代謝アッププロジェクト、特定健診の結果を説明しながら運動指導を重点的に行う健診結果説明会、運動指導と禁煙指導を行う健診当日保健指導、それから減塩と運動指導を行

う地区健康教室、食事と運動指導を行う糖尿病予防教室、食事と飲酒について指導を行う夜間健康教室と、特定健診結果に基づいた特定健診・特定保健指導をそれぞれ行っておるところでございます。

また、介護保険事業として、一般高齢者を対象に自宅でできる体操などを指導する介護予防リハビリ指導事業、それから認知症を予防する脳トレ楽習教室、簡単な運動を取り入れたいきいきサロン、それから要支援1・2の認定者等を対象に心身機能を改善する元気アップ教室とはつらつ塾などのそれぞれ各種の事業を展開しているところでございます。

次に3点目の、2025年には団塊世代が75歳以上となる。後期高齢者が激増するが、村ではどのような方針で対応するのかというご質問であります、2025年には65歳以上の高齢者が全国で3,657万人となり、2042年には3,878万人とピークを迎えると国では推計しております。

団塊の世代と言われる昭和22年から昭和24年生まれの方々が75歳を迎え、後期高齢者となる2025年には、いわゆる「25年問題」と言われておりますが、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢化社会へ突入することから、医療・介護・福祉サービスの整備が急務である一方、社会保障財政の崩壊が懸念されております。国の試算では、今後2025年問題が進むと、2050年には1人が1人を支える、「肩車社会」という言い方をされております、1人が1人をおんぶ、抱っこしていくというような意味合いであります。支えていくと、そういう1人が1人を支える肩車型社会の社会保障財政になると推定をされているところであります。

このような背景のもとに、本村においては現在、平成30年度からの高齢者福祉計画と介護保険事業計画を策定中であります、この策定に当たって国からは、2025年度、平成37年度になりますけれども、この2025年度を見据えて中長期的な視野に立ち、その地域なりの目指すべき介護サービスを見て、政策に反映することが求められておるところであります。地域包括ケアシステムの構築では、それぞれの市町村に合ったやり方が大事であるということで、関係機関と市町村が連携するよう要請されておりますので、地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることが重要であると考えております。

また、1点目で申し上げました総合健診やがん検診のあり方の見直しを行いながら、2点目で申し上げた各種健康づくり事業等を継続し、健康寿命の延伸を図りたいと考えておるところであります。

次に、2件目の大衡村誌の発行についてのご質問にお答えいたします。

現在の大衡村誌は、昭和58年7月に刊行されたもので、刊行に至るまでには、議員もただいま申されましたように、9年余りの歳月を要しております。

沿革としては、昭和49年3月に村誌編纂委員会を立ち上げ、編集方針の検討などが行われ、同年10月に職員1名による村誌編纂事務局が設置されました。そして、資料等の収集が行われております。昭和53年6月には、村誌執筆編集委員10名を委嘱して、その際には、宮城教育大学学長の大塚徳郎氏に監修をお願いし、元大衡中学校校長の大村栄氏に編集主任をお願いをした経緯があります。編集作業が進められて、その後、昭和58年7月の刊行となったところでございます。

刊行から既に34年が経過し、村の状況は大きな変貌を遂げており、それらを踏まえた新しい村誌の刊行の必要性は十分に認識しております。そして、理解をしているところであります。また、村の歴史を子供たちや新しく村民となった若い世代の方々に知ってもらうことは、教育の観点、あるいは村の歴史を理解してもらうためには最も重要なことであり、そして郷土愛を育むための一助になるものとも思われます。

しかしながら、1200ページにも及ぶ村誌を子供たちに読んでもらうことはなかなか難しいのではないかと考えられますので、教育委員会で副読本として刊行している「わたしたちの大衡村」や、村の史跡名所等が記載されている「おおひら歴史散歩」の改訂を図り、学校あるいは各家庭において活用してもらうことが、村の歴史を知るための方策の一助になるものではないかとも思っているところであります。

なお、村誌の刊行につきましては、34年の空白を埋めるためにも、組織体制を含め、本当にこれは前向きに検討してまいらなければならない課題だというふうに認識をしているところであります。

以上、1問目の答弁となりますが、どうかご理解の上、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 健康寿命延伸の取り組みについて、1点目から順に再質問していきたいと思います。

ただいま、健診の受診率について、村長のほうから詳しく答弁をいただいたわけですが、特定健診の受診率については、県内においても高い受診率を保っているということで、平成23年、平成27年までは上位第5位まで入っているようなデータもいただいております。ただ、目標値が63%ですかね、それに何か設定しているようなんですねけれども、

それにはちょっとまだ届いていないという状況にあるようです。ただ、がん検診ですね、がん検診の受診率においては低い状態にあるということで、これは大衡だけでなく、全国的にもがんの受診率は低いという傾向にあるようです。

村長の今の答弁で、いろいろ検討していくと、土曜日の開催も今検討しているんだということでありましたけれども、受診されない方への促す対策・指導、そういうったものはどのようにお考えなのでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　これは、一般の健診でしょうか。これについての健診率……（「がん検診も含めてです」の声あり）がん検診を含めてですか。

議長（細川運一君）　　健診を受診されない方のフォローをどのようにしているのかというような質問の趣旨だというふうに理解します。

村長（萩原達雄君）　　健診をされていないという方については、その後、その健診の意思ですね、そういったものを確認しながら健診をされるように、あるいは医療機関とかで、集団健診じゃなくてそういうたところでもやられるという方も、村の健診をしないという方もおられるわけですから、そういうた方にもいろいろ情報を発信しながら、健診を前向きに受けただくように特例をするといったシステムは必要だと、こんなふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君）　　佐藤　貢君。

2番（佐藤　貢君）　　健診を受けなかった理由、人それぞれあると思うんですけども、この理由について、村のほうではアンケート調査、あるいはそういう個人の、個人といいますか、健康状態の実態を把握しているものなのか、そういうたところをお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　村で行っている集団健診については、それぞれに通知を出しているわけでありますが、何らかの事情でそれを受けられないでいる方もおられます。その理由がどのようなものかということをもちろん明記して申し込みというかをするわけでありますが、一つはやっぱり会社で受ける、あるいは病院で自分で受ける、そういうた理由もあるようあります。しかし、その中で、日程が合わなかったり、それで逃してしまったと受けられずに、受ける予定ではあったんですが受けられずに、そのまま過ごしてしまったという方も多いあると思います。

そういうたことで、いろいろ試行錯誤といいますか、特例の仕方、こうしたものもこれ

からは柔軟に考えていかなければならないと思いますし、さらには、もっと詳しい内容につきましては健康福祉課長のほうから答弁をさせたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 健診を受診されなかつた理由の個別については、アンケート等はとつてございません。しかしながら、今ほど村長が申し上げましたとおりいろいろな、会社で受けるとかといった理由で受けられなかつたということでございます。

まず、がん検診の未受検者、春に一括申し込みを受けておりますけれども、その方々で申し込み対象になっていながらも申し込みされなかつた方々については、追加の申し込み勧奨といいますか、そういうご案内も差し上げているところでございます。また、胃がん検診につきましては、集団検診のほかに先日追加で検診も行っておりますし、乳がん検診におきましては、各医療機関との受診できるような個別契約も結んでおるところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 自分の健康は自分で管理するというのが基本なんですけれども、村民一人一人がそういう意識向上を持つためにも、啓発やある程度そういった普及活動ですか、そういういたものも大事なのかなというふうに思います。

受診勧奨策として、一応、案内文書、通知は出していると思うんですけども、そのほかに電話なりはがき、あるいはパンフレット、リーフレット、そういうものをつくって周知を図るということも大事だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当に貴重なご意見であります。何らかの理由で受診できなかつた人、そういういた方々に、しつこいようですが勧奨、ぜひ受けてくださいというような連絡とかそういういたものをやる、本当にしつこいぐらいやって、そして皆さんのがん検診を、本当に村民が健康でいられる、そういう環境を村としてもつくっていかなければこんなにいいことはないなというふうに思っております。今後、そういうことを積極的に取り入れるような検討もぜひさせていただければなど、こんなふうに思つてゐるところであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 大衡村では、各区に保健活動推進委員の方、配属されていますけれども、ただ、1人ということで、いろいろと事業等もあって大変だと思うんです。各地区の団体

さんと連携を図って、こういった啓発活動なりそういったものをしてみてはどうかと思うんですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　各地区に保健活動推進委員さんがおられますので、やはりそういった方々にこれまでいろいろとお世話をいただいておりました。地区内の皆さんに健康の大切さといいますか、そういったものをリーダー的に講話なり講習会なりを開いていただいているところもありますし、そういった保健活動推進委員の皆さんにも、連携を深めて、今後そういった体制が十分にとれるような姿を構築することも検討課題だというふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君）　佐藤　貢君。

2番（佐藤　貢君）　ぜひですね、各地区にいろいろな団体・組織がありますので、そういった団体さんと連携を図って、今言った受診率の向上に向けて啓発活動といったものを取り組んでいただきたいと。そのためにも、村のほうでもサポートするような、そういった団体との連携を推奨するような対策も必要なのかなというふうに思います。

それから、受診率向上のために、その取り組みとして、一応この環境整備も必要ではないのかなというふうに思います。例えば、受診された方への運動機能の測定なり骨密度の測定、そういったものをプレゼントといいますか、無料で行ってやるとか、あるいは受診した人に抽選で何か上げるみたいな、そういったものもしないと、まあ、それをもらう人はもらえばいい話ですから、結構受診率も上がるのかなと。そういう考え方も一つの案かなと私なりに思っているわけですけれども、村長はその辺いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　なかなかいいアイデアを示していただきました。そうですね、きょうはご婦人方も大勢傍聴にいらしております。まさに、拝見しますと……ぐらいの人たちでありますから、なかなか……（「何だ、今の」の声あり）なかなか、本当にあれですね、我々も同じであります。もうすぐ本当に後期に近い年代になっておりますが、本当に健康、村民が健康でなければ、やっぱり保険財政、健康保険といったものも逼迫してきますし、いろいろな意味で村の元気もなくなるてくる、そういったことが当然あります。やっぱり我々、この団塊の世代の人たちが元気いっぱいに村で活躍しているその姿、そういったものが村そのものの元気度、発展度といったことにつながって、そして幸せ度ですね、そういったことを実感できることにつながってまいりますので、ぜひ議員仰せのようなシステ

ム、あるいはこれから事業、そういうものに前向きに検討を重ねてまいりたいと、こういうふうに思うところでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） ゼひですね、特定健診では目標値63%、がん検診においては50%を目標に、そういう取り組みをこれまで以上に、今もやっていますけれども、それ以上に充実させていただきたいというふうに思います。

次に、健康寿命を延ばすための実施についてということで、今村長のほうから、いろいろ実施されている事業等を幾つか挙げていただきました。健康寿命を延ばすためには、簡単に言えば、カロリーコントロール、運動、そして前向きな考え方方がいいそうですが、何か歌を歌うこともいいと聞いていますけれども、そういうものの主なものはやっぱり運動不足、運動機能障害ということが何かの本に書かれてありました。村では、大衡村健康運動センターという団体といいますか、組織が健康づくりに大変活躍されていると思いますけれども、現在何名で、どのような活動をされているのか、その辺をお伺いしたと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村でも、先ほど申し上げましたようにいろいろな活動をしておりますが、その個々についての今何名云々ということありますから、健康福祉課長に答弁をさせたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 村で養成いたしました健康運動センター、3ヵ年で47名ほど養成してございます。そのセンターの皆さんには、いきいきサロン等の各種事業でご協力をいただきながら、運動機能とかそういう普及をしていただいてございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 健康づくりの一環として、駒場地区の雲泉寺、須岐神社をモデルコースとした事業をやっておりますけれども、私も……、いいですか、村長。（「ちょっとマイク、マイクの近くで」の声あり） そうですか、はい。（「耳遠いのですから」の声あり） 済みません。

課長は篤とわかっていると思うんですけども、モデルコースとして、散策コースといいますか、駒場地区がモデルとして今実践されているんですけども、私も須岐神社、あるいは須岐神社、雲泉寺から分館に行くと、そのコースはとても距離的にも時間的にも大

変いい場所だと思います。ただ、余り歩いている方がいらっしゃらない。私も1回か2回歩いたのかな、歩いたんですけれども、あの地区というのは集落というか民家が集まっているところなんですね。それで、やはり歩く人も何か恥ずかしいという気持ちあるんですかね、必ず誰かと会わなくないわけですから、挨拶はしなくて、立ち話もしなくて、犬にはほえられると、そういったこともあって少し敬遠されているのかなと思いますけれども、そのモデルコースですね、今はモデルコースになっていますけれども、大衡村村内一円にそういったコースも設ける予定はあるかと思いますけれども、その辺をお伺いしたと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今、駒場地区のお話をされました。本当に今、朝にですね、朝なり夕なり、ジョギングじゃなくてウォーキングですか、歩くんですからね、ウォーキングをされている方、本当に見かけます。別に駒場に限ったことじゃなくていろいろなところで、自分なりのコースを自分で設定して歩いている方がたくさんおられます。

でありますから、大衡村としてそのコースを整備するとか、設定するとか、指定するとかということはちょっと考えては、今のところは考えておりませんけれども……（「そういう意味じゃないです」の声あり）そういう意味じゃなくて。そういう意味じゃないですか。（「もう少し、そういった……」の声あり）

議長（細川運一君）　　議長を通して発言してください。（「次の質問で言います」の声あり）

村長（萩原達雄君）　　そういった皆さんがある、多分皆さん、自分なりのコースを自分で設定して歩いておられると、そういった方々がおられるようあります。そういった輪が広がっていけば、本当に健康寿命の増進にそれは当然つながっていくと私も思いますので、どうかそういったところを考えながら、おののがそうやって運動するということを、歩くということをぜひ心がけていただければなど、こんなふうに思います。

議長（細川運一君）　　村長から答弁をいただきましたけれども、議長から、担当課長に発言を求めたいというふうに思います。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君）　　ご意見の運動、歩く、ウォーキングコースのモデルコースでございますが、駒場地区において、村内では1件だけ指定といいますか、そういったもの、運動普及サポーターの方が作成していただいて、駒場地区に配布はしてございます。

ほかの地区においてもいろいろ検討はしてございますけれども、そのモデルコースといいますか、その地区ごとのモデルコースを示すということよりも、今村長が申し上げまし

たとおり、それぞれ個人個人がその地区での運動する、歩くといったことを意識づけとい  
いますか、そういうことが大事なのかなというふうに思ってございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 健康づくり事業として、各自治体、よその町市でもいろいろな取り組みを  
しているようでございますけれども、ちょっと一つ二つ例を挙げてみると、登米市の中  
田町では、町の史跡ですね、そういうめぐり、あるいは名所、そういったもののマップ、  
地図を作成して、当然歩きながらなんですけれども、スタンプラリーも計画しているとい  
うところがございます。

大衡村でも、そういう史跡名所がいっぱいありますので、そういうところを散策し  
ながら健康づくりにもなると、そういうウオーキングコースの紹介ですね。あるいは、  
ハイキング用品の配布みたいなのもね……（「用品」の声あり）要するに……、まあいい  
です。ウオーキング用品、例えば、例えばちょっとしたものね、ものです。そういうよう  
なものを歩く人に配布してあげるとか、そしてそういうウオーキングを奨励してみてはど  
うかなと思うんですが、村長の考えはどうでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当に、そういうことができれば最高ですね。私も思います。

それで、今、そういう散策コース、ウオーキングコース、これは例えば皆さんがやる  
気で、本気でやるのであれば、例えば今、トヨタ自動車東日本のあそこですよね、ぐるっ  
と……、奥州街道、奥州街道散策コース、あるいはずっとあれを行って、ずっと行って駒  
場まで行けるんですよね、伊賀のほうまで行くんですかね、あれ。ということで、あれを  
ぜひ皆さん活用すればいいのではないかと思います。それだけじゃなくて、牛野ダム周  
辺も、イノシシ、熊で今大変な危険性もあろうかとは思いますけれども、あるいはクリエ  
ートパーク、あるいは昭和万葉の森ですね、そういうところは本当にそういうウオーキ  
ングコース、あるいはジョギングコースでも十分に活用できるのではないかというふうに  
思いますので。

ただ、それはそのやる方々の意識の問題ですよね。やっぱり、やったらしいんでねえか、  
いいんでねえかといつても、忙しくてそんなことできないという人もいるべし、本気にな  
ってやるという、やっぱりいろいろあるわけですから強制するわけにもいかないので、や  
っぱり自発的にそういう機運が盛り上がってくる、そういうものを健康運動サポーター  
の皆さんにもお手伝いをいただきながら、村にじわじわ、じわじわと普及させていけた

らしいのかなと、こういうふうには思っておるところであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） そのためにも、そういうマップ、地図が必要だと思うんですよね。ただ散歩しなさいといつても、やっぱりそういう、どこに行くべという話になりますから、そういう地図があれば、あそこに行ってみようとか、そういう意識が高まるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、ただ運動しなさいだけじゃなくて、こういうコースがありますよということでマップ作成も必要だというふうに思います。

次――次といいますか、話題をちょっとかえます。

大衡村には、パークゴルフ場がありますね。グラウンドゴルフも盛んに行われているわけですけれども、特にパークゴルフ場は年間約7万人の方が来場されているわけですが、ただ、村民の利用者が、その1割にも満たないような状況にあると思うんですよね。それで、村のほうでも、パークゴルフの協会、あるいは老人クラブ連合会ですか、そういうしたものに働きをかけて連携をとって、少しでもそういうプレー人口をふやすような取り組みはしていただきたいなと思うわけですけれども、その辺いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） パークゴルフですね、今言ったのは。パークゴルフ、確かに開設した当初は、大衡村においても400人近くの会員の皆さんのが入会しておりました。今は200人台ぐらいに減ったのかなと。その中でも、実際にやっている人は50人いるのかな、あるいは何かの大きな大会で何だかんだ出ている人、統計合わせると100名ぐらいなのかなと、大衡村で実際やっている人はですよ。それで、それをですね、いろいろなその大会、例えば老人クラブ対抗大会、あるいは公民館主催の地区対抗大会とか、そういうものをいろいろやっているわけでありますが、あるいは村長杯2回、それから開場記念杯、あるいは他の、いきいきねんりんピックでしたか、記念大会とかですね、そういうことをいろいろやって試行錯誤しながら、大衡村の住民が参加できるような大会といったものをしたいというのは当然のお話です。大衡にあるわけですから。

しかし、それがだんだんとほかの、オープン参加ですからほかの県から来たり、いろいろある。そしてまた、プレーヤーそのものも、もう今は専門的な服装なりウェアなり、あとクラブもいいクラブで、ぴかぴかって、何かプロゴルファーと見まがうほどの、今そういう装備でもって、支度でもって来られる。昔は、開設した当初は、長靴履いて、もんぺはいてと……、まではちょっとなかったんですけども、作業着さ長靴履いてやってい

た方もいました。ああいう姿が本当の村民パークゴルフ場の姿なんだろうなと思っていたんですが、だんだん、だんだんグレードアップして、今そういう方もいなくなってしまった。本当にそういうことで、大衡村の村民の方が気軽に遊べるような、そういったふうになればいいなと思います。

2020年にはでしたか、三本木にも大きなパークゴルフ、できますので、そうなれば少しゆったりとできるのかなという面もあります。そういったことで、そもそも、そもそもですね、こんなこと言うと「そんなこと勝手だ」と怒られますけれども、我が大衡村の議会の皆さんでパークゴルフやっている人ってちょっと、1年に1回ぐらいしかやらないよという人はいますようですが、ほとんどいないのではないかというふうに思っております。どうか、議員さんみずからも率先して、気分転換にぜひパークゴルフ場を利用していただければなど、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 3点目に移ります。

2025年、今から8年後ですね、戦後生まれ、団塊世代、ちょうど村長、副村長の年代でありますけれども、そういった方が後期高齢者としてふえるわけです。その対策として、村長からの答弁で、いろいろ考えがあるということで述べていただきましたが、あと8年といつても、もう既に始まっているのと同じなんですから、これは本当に喫緊の課題だというふうに思っておりますので、早目の対応・対策をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさしく、待ったなしでそれが、25年問題が到来するということあります。本当に先ほど申し上げましたとおり、そうなってくると1人で1人を支えるという、そういった時代が来ると予想されております。

そんな中、やはり我々はこの地域に住んでおるわけでありますから、地域包括ケアシステムの一層この充実・推進、発展した推進を図ることが重要であるというふうに考えます。地域の方を地域の皆さんで支え合う、そういった姿が今後の地域を守る、そして地域で、地域の皆さんでそういった方々をケアしていく、そういった姿が今後求められてくるものと思いますので、どうかその辺もですね、我々も考えていきますし、また議会の皆様方にもぜひ、いろいろな意味でのご提言、よろしくお願ひを申し上げる次第であります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） そういった団塊世代の人口が全国で約800万人いるとも言われておりますけれども、単身化、ひとり暮らし、孤独の問題、そういった問題がこれからふえてくるというふうに予想されます。村のほうでも、こういったひとり暮らしの方、あるいは高齢者夫婦だけの家庭、そういった方への対応というのはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まずもって、在宅でひとり暮らしで、それでも自立して今お暮らしになっておられる、そういった方々、集落にも何人かいらっしゃるというふうに私も思います。そういった方々をどうしても地域の、例えば班単位であれば、班の中にそういう人がいたとすれば、そういった方々の見守りといったものを班の皆さんがあっせんやっぱり関心を持ってやっていただけます。そしてさらには、共同作業的なものも例えあつたにしても、そういった方々については、免除というのはおかしいんですが、もちろん来てやってくださいと言ってもやれないわけですから、例えいい例が集会所の掃除というんですかね、月に1回とかあるときに、やっぱり出てこいと言っても、でも出てくるんです、その人も。ただ、そういう人は出てこなくてもいいです。免除というんですかね。あるいは、地区費を免除とかそういったことでまず支える。そして、常日ごろの安否についても、その地区の皆さんに支える。安否確認といいますか、それはお茶っこ飲みに行っただけでもいいんですよね。それでも十分に役に立つはずでありますから、地域で地域のそういった方々を支えてやる、そういったことがサイクルとなって自分がそうなったときにもそうしていただけるような、そういったことが地域包括支援という意味のことであると私は認識しておりますので、そういったことを推進してまいられればいいなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 人生最後まで自分の足で歩くことが大事でありますので、健康寿命を延ばす取り組みを健康プラン21にのっとって、たまには検証しながら進めていただきたいというふうに思います。

次の2件目の質問に移ります。

村誌発行の件なんですが、村長のほうからいろいろ答弁をいただきました。それで、検討するというような前向きな答弁をいただきましたけれども、今から始まって、結構発行まではこれまで8年、9年とかかっているわけですから、とにかく早くしていただきかな

いといけないということですけれども、はっきり言って、いつごろから着手、そういう組織づくり、やれる予定は、お考えはないのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　これは、教育委員会ともいろいろ打ち合わせ等々、必要だというふうに、すり合わせが必要だというふうにも思います。しかし、やはりこれは本当にやらなければならないことの一つだと私は思っています。もう34年間も空白といいますか、その間に記録はとっていますから、記録的なものはありますので、それを整理していけば、その34年間の空白を何らかの形で村誌の一ページに加えることができるといった、そんな感じで捉えておりますけれども、そういった場合に、今のこんなに厚い村誌、そのほかにその34年間分のやつを出すということで、別に、今の村誌にさらにプラス、1冊にまとめる村誌じゃなくて、別な第2巻といいますか、そういった形で出せるのであればそういったことも考えられるなというふうに思っているところでありますから、できるだけ早く取りかからないと、繰り延べ繰り延べだけしていると本当にずっと時間が過ぎてまいります。でありますから、早速そういうふうに取りかかりをしたいな、それをするための教育委員会とのすり合わせもしたいなど、こんなふうには思っております。

議長（細川運一君）　佐藤　貢君。

2番（佐藤　貢君）　私も村長の考えには同感であります。実際に前の村誌は、1200ページですか、あれまでは必要でないと思うんですけども、教育委員会での副読本、そういったものを基準にして、「わたしたちの大衡村」、あるいは村の史跡名所等が記載されているもの、「おおひら歴史散歩」ですか、そういったものの発行を私も重点的にやっていただきたいなど、その中に村の歴史も取り込んでいただきたいなど、そのように私も思っているわけです。

村誌は、村の歴史でもありますし、財産でもありますので、最後に副村長、それから教育長に答弁をいただいて、時間もありませんので短目にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君）　副村長。（「教育長でないの」「それこそ村長じゃないんだな」「不思議だ」の声あり）今、副村長と教育長にご発言を求めているんですよね。（「ええ」の声あり）副村長の答弁というのは、村長の答弁に尽きるのではないかというふうに、議長として判断いたしますけれども。（「わかりました」の声あり）教育長に答弁を求めたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）教育長。

教育長（庄子明宏君） 大衡村誌につきましては、実は、実はですね、多賀城市の図書館ができたときに回ってきました。それで、各自治体の歴史物があったんですけども、大衡村誌だけ、探しても探してもありませんでした。非常に寂しい思いをしたんですけども、つくってから34年たっているということを聞いたときに、やっぱりこれも何とかしなきゃいけない課題なんだろうなと思っております。

ただ、そちらをやるに当たっては大分時間もかかるので、まずは議会でもお話ししましたけれども、「わたしたちの大衡村」という小学校版の大衡村を紹介する本につきましては、前は冊子だったんですが、平成22年にDVDに起こしまして、先生方が使いやすいようにしたものを使っています。それから間もなく10年になりますので、平成32年に次のDVDを改訂していきたいなと思っています。

それから、大衡村歴史散歩につきましては、そのウォーキングマップも含めまして、来年度取りかかっていく予定でありますので、皆さんのご協力をお願いしたいなと思っています。以上です。（「了解です」の声あり）

議長（細川運一君） よろしいですか。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順6番、小川宗寿君、登壇願います。

[7番 小川宗寿君 登壇]

7番（小川宗寿君） 改めまして、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の一般質問のテーマは、「スポーツ少年団・中学校部活動の指導員の待遇について」ということで質問をいたします。

前段ではありますが、近隣の地域はもちろん、大衡村でも家庭教育の低下は、核家族、少子化、共働きの増加などを初めとした社会的、全体的な変化にも起因するため、単に個人、家族、地域の責任に帰すばかりではありません。言ってみれば、昨今では社会全体で解決しなければならない課題が多く、言うまでもありませんが、地域や家庭の教育力の復活はもちろん大切であり、現代社会においては、それらの復活にも限界を感じる現況でも

あります。学校教育に依存していくしかない状況を否めません。

今回の一般質問の要旨に通告をしておりました、村内の児童は、スポーツ少年団枠組の中で、野球・サッカー・バレー・剣道・ドッジボールなど、生徒あるいは児童は、父兄や専門的な知識を有する指導者のもとで研さんを重ね、試合あるいは練習、このような経過を経て記録的な成果を上げているのは言うまでもありません。

しかし、部活動などの遠征試合に、バスなどの移動手段を行政が手配することで——ここで「手配」という表現をしておりますが、行政の理解などがあることで、何らかの支援ができないのか。

また、部活動が中学校教員の長時間勤務の一因となっていることとして、文科省では教員の負担を軽減する意味でも、部活動指導員の導入を検討して、あるいは全国でも始まっている自治体もあります。おおむね、概算ではありますが、全国で外部から指導員を導入しているというような学校あるいは諸団体は3万人の数を数えるというぐらい、その指導的なプロフェッショナルの技術を導入し、そして子供たちの大きな成果を得るための手法の一つとしているところでもあります。

これらの制度を利用するにしても、何かに足かせとなるのは、行政がいつも答弁でおっしゃられる「財源の確保」、この「財源の確保」は、いろいろなとり方はありますけれども、やはり本気度を示す、あるいは教育、先ほども生涯的な福祉の老後というような観点からいろいろ発言がありましたが、私たちの後世を支えてくれる子供らの部活動、あるいはそういう専門的な技術に費用を費やすことをここで拒んではいけないと私と思います。

そして、学校教育の中で、子供たちの能力や特性を涵養するポイントとしてクラブ活動・部活動が重要であることは、現代社会では絶対的に否めない状況にあります。私から今感じて見える数点を申し上げますと、1点目に、学校教育の中でクラブ活動・部活動の位置は必ずしも定着しているとは、言えばそうでもない例もあります。

2点目、部活動の多くが、顧問教師の任意と善意で維持されている。部活動の顧問をしていると、土日もなく、家庭も顧みられない、慢性的な多忙感、ゆとりのない生活を余儀なくされていることも否めません。

そして、3点目に、教員にとっては、どちらかというと本務、要は授業、本業務であります、授業というより、部活に携わることによって付加的に与えられた職務として受けとめ、待遇面、バックアップ体制なども不十分であるということは、行政の怠慢というような姿勢にとられざるを得ないケースもあると思います。

4点目に、小学校からスポーツ少年団組織でこれまで活躍した児童、これが中学に行くと生徒という形に生まれ変わり、そしてまた技術的なものも、サッカー・野球・バレーなど、先ほど申し上げましたとおり、中学校で顕在する部活、あるいは楽器演奏などの分野で極端に見られるように、子供の技量、要はもともと持った気質、そういうものが十分生かされる子供たちの差が顕著にあらわれております。こういう差をなくすために指導が非情に困難を増している状況にもあるわけでありますので、細かいところまで挙げますと解決すべき課題が山積みとなっている状況であります。

これらを解決していくためにも、教員以外に、部活動をしっかりと携え担うこと、そして技術的指導を行う外部人材・スタッフをそろえることで、遠征試合などの引率を始めとする責任者も教員以外の職員を配置することで対応していく考えがあってもいいのではないかと考えます。よって、部活動専門員スタッフを入れ、教員には授業にしっかりと集中してもらい、それでも部活動顧問をやりたい職員には過重な負担を強いることなく、支援あるいは配慮をした上で携わってもらい、教員の方々には休日、あるいはプライベートな時間、環境にも配慮していく必要があると考える一人でもあります。このように部活動指導員を制度化していくことは、顧問の方々の精神的、そしてまた経済的な負担軽減を進める上でも重要な課題であると考えます。

前段で申し上げましたが、国・文科省では、身分としては教職員となるため、このような制度を導入、ことし、平成29年4月から全国で展開が始まっておる現況も否めません。教員の負担を軽くしたりするために、部活動を安定的に運営するため、部活動の指導、大会引率する部活動指導員を学校教育法に基づき学校職員に位置づける、そのような制度がなっている今、これから人件費を云々ということで、人件費の捻出を考える時間を要することも多少は必要と考えますが、制度化したことを全面的に受け、全国に普及し始めている事例もあることから、早速ここ大衡村でも取り組むべきと考えます。

部活動の指導者に対しても、経済的な負担が生じていることを考えれば、この制度を利用し、指導者に対して何らかの手当をすることで、我々を支えていただく子供らの将来、そして働くなければならない親の立場、そして家族、そういう方々の支援、協力というような形にとっていただけると考えることができますので、改めて自席で次に質問をしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長、登壇願います。

[教育長 庄子明宏君 登壇]

教育長（庄子明宏君） それでは、「スポーツ少年団・中学校部活動指導員の処遇について」のご質問についてお答えいたします。

初めに、遠征試合の際に、移動手段の手配を行政側がすることで活動の支援ができないかとのご質問ですが、村有バスの使用につきましては、福祉バス運行規程の定めにより、使用希望団体が村に使用許可申請を行い、使用の許可を得てから村有バスを使用することになっております。

ご質問にあります中学校の部活動で使用する際には、中総体等の公的な大会はもとより、遠征試合においても、中学校の事務職員が窓口となり、バスの使用状況を確認しながら申請を行い使用している状況にあります。また、スポーツ少年団から申請手続の代行依頼があった場合は、公民館職員が代行して申請書類の作成を行うなどして弾力的に対応しております。

次に、中学校の部活動指導員制度の導入を鑑み、指導者に対して何らかの手当ができるないかとのご質問ですが、現在、中学校の教員以外の部活動の指導者につきましては、外部指導者という位置づけのもと、県教育委員会に申請を行い手当が支給されており、今年度は1名が外部指導者として指導を行っております。

また、平成29年4月1日施行の学校教育法施行規則の一部改正により新たに規定されました部活動指導員の制度につきましても、県教育委員会の指導を仰ぎながら今後導入を検討していく予定ではありますが、各競技において、夕方の部活動の時間帯に来校して指導を行い、かつ、土日の練習試合や大会に生徒を引率し、指導していただける人材を確保することは極めてハードルが高いものと考えております。現在、指導員人材バンクのような組織はできないか、県教育委員会に対してお願いしているところであります。

なお、教育委員会といたしましては、今後も学校教育のさらなる充実という面から、部活動はもとより、外部の人材を積極的に活用し、チーム大衡としての体制づくりを図ってまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 早速、教育長のほうから答弁をいただきました。

実績として、今年度は1名、指導を行っているという事例と、今後検討していく人材バンク、このようなハードルが高いというようなご見解の中での県のほうとの協議がスタートしているということは、今回の通告、あるいは一般質問に至るまで、子供たちが実績を残した経過に伴って、そして教育委員会が検討し始まっているというような、前面的な、

前向きな回答には理解を示します。

改めて教育長、またこれは村長にもお尋ねしたいところであります、言うまでもありません、私も学校の父兄として、役員として携わった一人として、先生方の後ろ姿、あるいは部活動に引率をして、生徒のご苦労にねぎらいの言葉をかける、あるいは1本のコーヒーなり飲み物を提供をするというような部分にも、先生方のご負担は相当にあると思います。

部活動指導は、教育課程以外に計画された学校の教育活動であり、中学校で部活の担当につくということは、先ほども申し上げましたが、教師・先生の忙しさが増し、さらに拍車がかかるというような現状、平日は6時半ぐらいまでですかね、今部活のほうが許されている時間帯は。日が短かったりするため、ご家族の送迎が出ますけれども、その後に先生方が職員室に戻り、机に向かって授業の準備、研究あるいは調査というような先生方の後ろ姿を見てまいりました。土日となれば、練習試合、遠征、あるいは現地集合ということで、ご父兄と連携をとりながらいろいろな準備に備えますが、どうしてもこの先生方にとっては、長期の休みがとれない、プライベートの時間すらとれないというような状況でありますけれども、こういった背景というのは、教育長、今もなお、私が見ている範囲の理解と今もなお変わりませんか。

また、あわせて村長からご理解をいただきたいのは、村長もP T Aの役員として学校教育に携わった一人であると私も認識しておりますので、時代の変革が今行政として支援をしなきやならない状況なのかというような見解をあわせてお尋ねしますので、教育長にまずお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 一問一答方式でございますので……（「はい、わかりました」の声あり）

まずは最初に質問出ました、教育長に対する質問に対して教育長の答弁をいただいた後、またご発言を願いたいというふうに思います。教育長。

教育長（庄子明宏君） 日本の教育会の教職員がなぜ忙しいかということにつきましては、もう既に議員がおっしゃるとおりだと思います。その現状といたしましては、日本の場合、知・徳・体のうち、知の部分をまず教員が行う、さらに道徳についても行い、そして体育について、部活動になりますが、これについても行うということですが、諸外国におきまして平均的には、もちろん知育については学校が責任を持って行っております。ただ、違ってくるのが道徳と体育なんですが、道徳につきましては家庭が中心で、さらに、宗教的なところはありますけれども、教会で道徳の面を指導するところがあります。それ

から、体育の面におきましては、日本のような部活動なシステムではなく、外部におかれまして社会教育の中でスポーツクラブ等が活動しているというのが現状になっておりますので、学校の先生方はこの3つをやるのに対して、諸外国では特に学習についてしっかりと責任を持って指導しているところが現状となっております。

ちなみに、イギリスの場合を挙げさせていただきますと、イギリスの学校の先生方は、純粋な授業につきましては一日の時間の中で38%、それからその授業に対して授業の準備、教材研究、成績処理が32%、合わせますと70%が学習に対するものであり、残りの30%については生徒指導、学校運営、教師の研修というふうなところで当てられております。それに対して日本の場合は、授業が22%、そして授業のための成績処理や教材研究、これが21%、合わせると43%、イギリスと比べますと30%ぐらい少なくなっています。逆に、授業以外のところ、学校行事や研修、それから生徒指導、部活動等に当てられている時間が残りの57%ということになりますので、当然ながら先生方の負担というのはふえているというふうに私たちは認識をいたし、それを何とかしなければならないなというふうに常日ごろから考えております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 一問一答ということでありましたので、大変失礼しました。

村長、改めて、PTA役員、あるいは学校教育、父兄ということでPTA等にかかわっていた時代と今の教育環境、そういったものの変革というようなものを一言で申し上げますと、どんな感じにとらわれているのかお尋ねします。

議長（細川運一君） 村長、ご答弁を願います。

村長（萩原達雄君） 私の年代が子育て、そして学校のPTAの会員のときですから、自分の子供が小学生や中学生のころという話と今ということだと思いますが、昔は親がいろいろと、今も多分同じだと思いますけれども、そのスポーツというか部活なりに一緒に行って応援したり、そういったことは今も多分同じだとは思います。別に変わっているところはないのではないかかなと思いますし、その部活等々につきましてはですよ。

それで、昔もあったんですね、その塾とかそういったものもありました。今もありますからそれも同じだし、何が違うのかなというと、やはり学校の先生の熱の入れ方が今ちょっと違ってきているのかなと。先ほど教育長がお話しされたように、欧米型に近寄ってきたのかなと。昔は熱血先生というものがいまして、自分の時間も割いて部活なりに本当に一生懸命になってやっていた先生がおられました。それでもその先生は、それに自分の生

きがいも感じて、自分が教えたことを皆さんに、生徒がその結果を出して成績が上がれば自分も満足といいますかね、そういった熱血的な先生といった方々もおられました。今一番違うのは、やっぱりそういったいろいろな、労働条件の改善とかそういったことで、いろいろな意味で先生方の過重労働というものが今表に立ってきているのかなというふうに思うわけであります。

そういった意味で、どこが変わったのかなって、そういうところが変わってきて、そしてまた父兄の方々も、そういったことに対する理解はしているんですけども、学校に任せておくと。知・徳、道徳・知育といったものが学校に任せておきつ放し、自分も忙しいですから。ですから、何かというと、学校のせいというのもちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、学校にクレームが来たり、そういったことが以前よりも今は多くなってきてているのかなと、こんなふうにも思います。あるいは、ちょっとした鍛え方をしても暴力だとかね、こつんとやっただけでも訴えられるというような。昔はそんなことなかったような気もします。我々のときはいつもね、怒られてごつんとやられていたの。だから、この時代の変遷で、いろいろな今の姿が出てきたのかなというふうに思っています。

いずれにしても、教育はやはり家庭、家庭が一番だと思いますよ、家庭が。家庭での学習をどのようにしているか、あるいは道徳、そういったものをどういうふうにしているか、それでもって大体決まっていくのかなと私は思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 時代の変革に伴う労働時間、あるいは労働に従うべく教員の拘束時間ですか、こういったものも、10年、あるいは15年、20年と、一般企業も全く同じであります。ただ、今回、この教員の長時間勤務の一因となる部活、あるいはそういったものの拘束時間というような部分にいろいろな対応をして、し始まっていることで、国もこういうような支援的な部分の制度がまず一因として動き出したということは、時代の、先ほどの教育長の答弁のように、欧米型の70%の学習、あるいは日本の場合はまだ43%ぐらいということで、教育とか道徳というような指導のすみ分けの部分がまだグレーな部分があるよう思う私も一人ではありますけれども、果たしてこの新しい制度、大衡でも一例を紹介、あるということで答弁いただきましたが、保護者あるいはその取り巻く諸団体、部活なり、そういう父兄の方々からほどの程度理解をされて、評価されているのか、若干その一例、先ほどもう導入しているということですが、評価とかどのような受けをされているのか、実績を見た感じをコンパクトにちょっと質問いたしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 外部指導者のこととしてよろしいでしょうか。

まず、この話をするためには、先生方が部活動で異動しているのではないというところを確認しなければならないなと思います。「うちの野球部は強いから、野球をよくやる先生をじやあ連れてこようか」というふうなのが人事の基本ではありません。人事の基本は、勉強を子供たちにプロの立場から教えるというところが中心で異動しますので、できれば、2番目の希望として、野球部の顧問ができればなおいいですねというふうな形でお願いしております。

それから、部活動が強くなるためには、今議員がおっしゃいましたように小学校から継続的にやってくるというのも大変必要だと思いますけれども、中学校に上がった段階で強くなっているためには、やはり保護者の協力、そして外部指導者の協力がなければ絶対にできないところだと思っております。また、時間がかかりますので、先生方自身も入ってすぐ一年二年でチームが強くなるかというとそうではなく、やっぱり保護者が強くなり、子供が強くなり、そして先生も勉強して、初めて強いチームができ上がっていいくと思います。

そういう意味で、教員の中では外部指導者を求める人もおります。先日、葛和監督の教育講演会があったんですけども、部活動は誰が指導するのかというお話をありました。その中で、すごく感銘を受けたのは、やはり外部指導者ではなく、先生がやるのが一番ベストだと。子供たちのこともよく知っているし、その子供たちの環境もよく知っている、そんな中で捉えるのであれば、先生方のほうが本来であればいいのだというふうに言われております。

それで、ことしは1名のみ、外部指導者を活用させていただいておりますけれども、中学校からの要請で私たちが探すようになるのが普通のルールになっております。今のところ1名というのはそういうところで、活用についても、保護者の皆さんも生徒も、よくやっているなというふうなうわさは、私のほうには聞こえております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） これは教育長の、今の置かれている状況ということでの評価のご発言となります。

一方、教育長の答弁に相対するわけじゃないんですけども、逆に、地域なりそういう専門的な技術の方を導入、あるいは動員することによって、子供らと長くつき合える。先

生方は異動があるじゃないですか。過去に2例として挙げます。一例は、種目をやりたくて大衡から別な町へ転校した生徒さんの例が一例。こういうケースもあるんですね。2点目に、今、先生方が指導をやるのが一番いいよと葛和監督の例でお話しされましたが、過去に、「先生、もうそろそろ何年目だから、七、八年だと異動になるよ」というと、これ、種目の発言はしませんが、ある部活は「あの先生を何とかとめて、もう1年頑張らせてくれ、私たちの子供たちのときに優勝させてくれ」というような種目も過去にはありました。こういう部分に本当に矛盾した現象が出ているんですね。地域が育てる部活なのか、先生が育てる部活だったので積み重ねた結果が出たのかということで、非常にその苦しい部分もあります。これは次のあたりで質問いたしますけれども、そういう事例があったということをここであえて発言をさせていただきます。

果たして、このいろいろな、村のほうから福祉バスを提供していただくというようなことで公民館のほうのかかわりが紹介されましたが、このバスを借りるため、あるいは借りた後の費用、そしてそのマニュアル的な、基準的なものはあるのか、整備されているのか、これを簡単にお答え願います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 「福祉バス運行管理に関する規程」というのがあります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） その費用は、どのような捻出、費用が発生するのか、しないのか、するとしたら、どのような費用の対価をお支払いするのかお尋ねします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 大会の内容によって支払い方が変わっています。2種類あります。公的な大会の場合、それから練習試合等の遠征の場合というふうに分かれています。

議長（細川運一君） 金額的なことがわかれば、ご答弁願いたいと思います。

教育長（庄子明宏君） 公的な大会の場合には、委員会のほうから、予算をつくっておりまして、そちらのほうから出させていただいております。そうでない場合は、運転手さんの費用、それからガソリン代、必要によっては高速料金等を支払っていただければ、バスを使っていただくことが可能であるというふうになっております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 遠征に行く場合というような紹介がありましたが、片道どの距離を見て遠征と判断されますか。

議長（細川運一君） 小川議員、そういう意味での遠征ということではない……（「いやいや、いやいや……」の声あり）遠征試合ということじゃなくて、対外試合ということじゃないですか。（「では、もう一回」の声あり）小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 遠征ということは、字のごとく遠くまで行くわけですから、ここ最近ですと県境、山形までパレーが行ったりというような報告もされていますけれども、こういうような県外を越えた場合を遠征と位置づけるのか、仙南の白石まで行くのが遠征なのか、その辺の根拠を確認したいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 言葉がまずかったのかなと思いますけれども、毎週毎週、ここは本当に交通機関というのがうまくいっていませんので、現地集合・現地解散というのが非常に難しいです。それで、普通、大衡村近辺での試合においては、保護者の皆様のご協力を得て運んでいただいているというのが現状ですけれども、やっぱりじゃあそこがどこかと言われるとちょっと難しいんですけれども、仙台管内なのか、そこを越えたところが遠征と考えられるのか、そこはちょっと私もですね、その都度考えさせていただいているので、これだというところはちょっとありませんが、ちょっと遠いなというふうに思った場合には遠征かなと思って……。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。（「済みません、答えになりませんでした」の声あり）

7番（小川宗寿君） はい。ちょっと遠いなと思うのは、人の感じ方なんですね、やはり。

この間、大衡中学校の合唱が見事大会を得、しまして、東北大会ということで郡山まで行くよと。やはり小さなシグナルというのは怖いですね。生徒の移動は行政で見てくれますけれども、父兄もやっぱりどうせだったらこの機会に行きたいと、「何とかなりませんかね、先輩」というＳＯＳが来まして、応援はしました。

結局、こういうところなんですよね。行政が手の届かない部分の父兄の小さな声もちゃんとキャッチして、公民館が先ほど仲介、福祉バスの場合は公民館が管理ということですけれども、学校なり、そういうようなシグナルが出ていれば、そういうような声を救うために民間の民の部分の力をかりるというような情報のサテライト的な位置は絶対的に必要んですよ。学校から言わされたから、はい、生徒の移動の分だけ、大型バス1台、2台というような手配が済みましたじゃないんですよ。せっかくの場合の部分を、やはりその小さなシグナルが出ている場合のケースもあるので。今、教育長言うように、片道、遠征何がし、遠いと感じる人は遠い。学校の合唱の例を挙げましたけれども、父兄もそれは合唱

の発表だから生徒の発表なんだよと言われればそれまでかもわかりませんけれども、やはり何かしらその足りない部分、あるいは父兄に対しての応援というような部分も、やはり理解してあげるべきタイミングがこの間ありました。

そういうような部分で、学校から出るシグナルというのはこれからも、毎週やはり遠征に出ているケースもあります。あと、野球の場合だと屋内でのゲームができる会場へ行きたいというような声も出ています。こういう子供たちが一生懸命やれるのは、本当に中学校だと3年間、高校だと3年間というようなその限られた時間であるがために、親が一生懸命になって、わざわざ車まで自分も乗用車からワゴン車に買いかえて、お互い様だからということでお互い協力し合うという移動手段を今までとっていたという事例をお話ししたいだけでした。

次の質問に入ります。

先ほど、教育長お話しされたように、ハードルが高いよと。いろいろな意味での見解がありますが、広域性というような部分を鑑みての対応の仕方を見るとと思うんですが、指導者的人材バンクみたいなものを多分、教育長は考えてお話しされたと思うんですが、この広域というような部分は、我々ふだんかかわっている黒川管内の広域性を見ての指導者的人材バンクを考えておられるのか、お尋ねします。

議長（細川運一君） 教育長の最初の答弁に説明されている案件ではないかなというふうに思いますけれども、改めて教育長に答弁を求めたいというふうに思います。教育長。

教育長（庄子明宏君） 人材バンクということの件ですね。

この件につきましては、先ほど来ておりますけれども、平成29年度からモデル校を募集して始まっております。最初にその手を挙げたのが塩竈市です。現在は塩竈市のほうで、全面的に国のバックアップのもとで行われております。

しかしながら、やっぱり課題が多いというのが少し見えてまいりまして、教育長会のほうでも、このシステム的に、お金は出すんだけれども、その指導員につきましては自治体で見つけてほしいというふうな今の状況になっています。でも、仙台市や名取市、岩沼市などの大きな自治体につきましては、先ほど出てきましたけれども、20歳以上で教職員の免許を持っていて、あるいは、かつ体育指導員の資格を持っている人が多く、多分豊富におられるのではないかと思います。しかしながら、町村教育長会の折、出てきましたけれども、私たち町村では探してもなかなかそういった人は出てきませんと。ですから、県のほうで、やれる人を人材バンクとしてちゃんと確保しておいて、必要なところにそこから

配置してもらえる制度にしてもらえば、私たちも使いやすいのではないかというふうなことを申し上げております。

特に、大衡村のような小さい村、人口が少ないところでは、20歳以上でそういった方というのはなかなかおられませんし、今度は60歳過ぎてからということで、部活動の計画を立てて、遠征試合の引率をして、そして土日も部活に出るという方はなかなか難しいなどいうふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 確かにおっしゃるとおり、人材の発掘というものは相当厳しいものがあり、ハードルという言葉で教育長は答弁していただきましたが、その人材の確保というような部分には、この教育というか、部活動の指導的な部分には非常に人材が乏しい部分があるように思います。それで、大衡の場合は、部活が存在していたんだけれども、生徒がそれに入部しないので部活が休まざるを得ないというような、過去にソフトボール部のケースもありました。でも、学校の当時の言い分は、生徒が集まれば部活は存続するんだよということの裏腹に、先生たちの部活の担当が決まっちゃったので、生徒が人数集まても運営ができない、指導する先生がいないということで、結局頓挫した話も大衡の場合がありました。

そういう足かせになる部分が、今言うように「金は出すぐ人を探せ」というようなその指導の仕方だけに、やはりその指導だけに従うのも一つかもわかりませんが、私思うには、やはり先ほど言ったように地域の方を、部活動の指導員というような扱いとはまた別に、部活動支援制度、この支援制度というのは、通告にしているのは部活動指導員の話でありますけれども、その対策として部活動支援制度、要は部活を支援する地域の方、野球なりテニスなり、同僚議員が以前にも、企業の方がソフトテニスをやっていらっしゃると、その方の指導を仰いでもいいんじゃないですかというような一般質問もあったように記録が残っていますけれども、人材がいないわけではないんですね。ただ、教育長の見解という、まあ、我々も今その見解には同じこと、難儀を示していますけれども、部活動指導員というのは教員の免許があり、かつ、そういうような教育指導の免許というコンプライアンスの部分が、制度があって、それにクリアする方の人材はなかなかいないということであれば、その「いない」の部分にいる人をどうやって参画させるか、参画させるために行政がどうやって国なり県の制度をうまく牽引できる、要は共用できるような財源の確保を引っ張り出せるのか。なければ、村単独でこの制度を推奨しようという教育委員会の発信

があっても、私はいいと思うんですけれども、その辺をお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 議員おっしゃるとおりだと思いますし、私も、中学校でこのような部活でこういう顧問が必要であれば、必要なのでぜひ探していただけませんかと言われば、相談していきたいなとは思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） この部活ですね、ここ最近ですと小学校が体育館が使えないということで、きょうは副村長、公務で離席していますけれども、副村長と教育学習課長にご臨席を賜つて、父兄のほうからの陳情もさせていただきました。

やはり練習する場所、そして練習に協力してくれる父兄、そして練習相手となる、具体的に申し上げますと、女子バレーでやったとき、男子バレーが別な建屋でやっているとなると、紅白ゲームなり、男子から少しもまれて女性が、まあ女性が弱いというわけじゃないですけれども、女子と男子の対抗合戦やったりしてレベルを上げていくというような単純な技術向上もできるわけですよね。言いたいことは、その施設の開放にもう少し気配りをしてくださいということなんです。同じ建屋の中で、AコートとBコートは男子と女子に分ける、あるいは社会人の方も使いたいよというような部分に関しては、大変申しわけありませんが、社会人の方のほうに願って、もう一つの建屋のほうで練習をしていただくというような、要は使いやすい、使い勝手のいい、そしてお金がかからないやり方じゃないですか。

今回、一般質問では、制度の部分だけを一般質問しているわけでありますけれども、やはりこの制度がすぐ導入できない、財源確保が難しいんだというような部分の裏を見ればいいじゃないですか。子供たちのレベルを上げるために、地域力があればお金はかかるないわけです。ただし、その地域の方々がOBとして、先輩として練習に参画してくれるよという方がいれば、やはりその方々には何かのねぎらいの部分があってもいいのかなというふうに思うんです。それが、私が言う「部活を支援する制度」、そういうものを行政特有の制度で、その支援される方を応援してあげてもいいのではないのかなというふうに思うんですが、教育長、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 小川議員、経済的なご支援ということですか。経済的なご支援を……

7番（小川宗寿君） 全部、全部網羅して。まず、教育長の答弁、聞いて。

議長（細川運一君） 質問の趣旨は、議長はちょっと理解できないところもありますけれど

も……（「まず一回、一回聞きたいから」の声あり）教育長に答弁を求めるといふうに思います。教育長。

教育長（庄子明宏君） 先ほども申し上げましたが、中学校が必要とあれば相談いたします。それで、この外部指導者につきましては、県から1回につき1,500円というお金で、上限がありますけれども、それでやっておりますので、もしそのほかにあるとするならば、また同じような制度で外部指導者ということでやっていきたいなといふうには思います。よろしいでしょうか。

議長（細川運一君） 教育委員会としては、そのような、小川宗寿議員がご提案するような制度ではないけれども、ご父兄なり地域の方々のご協力を得て、外部指導員という形で対応しているというご答弁だといふうに思いますので、それを踏まえてのご質疑をお願い申し上げたいといふうに思います。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 教育長のほうの答弁にも、柔軟的な部分に対応するというように理解をしています、しました、しましたというより、これまで柔軟的に対応を教育学習課のほうにお願いしたり、村のほうに要請ということで陳情に父兄の方々が、ただ、正式に文書で出さない陳情もあったのがこれまででありますけれども、このたびの正式な陳情というのは、しっかりとその辺の運営なりに、要は施設の開放ですよ、施設の開放なりに精査して、先ほど前例挙げたように、お金がかからなくともそういう会場の提供を、利用しやすいような状況にすることによって父兄の理解も得られるのではないかというような部分をちょっと先ほど、前の質問で話した内容なんですけれども、財源的な部分は十分、捻出する部分の単価、そして財源の充て方というような部分には執行部側のほうの理解を得られたといふうに解釈しますが、残る課題は、その施設の開放なりそういった部分にも十分な配慮をかけることの内容に、そしてまた部活のですね、部活だけには限りません、これは社会人の方々も施設を利用したいこともありますし、ことし来年と小学校の改修は、今度は床の改修となると全く出入りできないんでしょうから、そういうような部分についても行政の計画的な部分をオープンにしていただいて、対外的に指導を頼んでいる部活なりもありますから、その方々にもやはり指導のしやすい環境を提供するのは、やはり我々行政側のほうの配慮ではないのかといふうに感ずるものですから、最後にその辺だけ、最後というか、その辺をちょっと確認します。

議長（細川運一君） せっかくのご質問ですのでお伺いしますけれども、施設の開放ということは、小川議員と担当の教育委員会のほうではおわかりになっているんだろうといふうに

思いますけれども、具体的にどういうような改善を求められているのかというの……  
(「さっき言ったさ」の声あり) 私は理解できないんです。はい。

その辺をもう一回、具体的にどういうように、今の現状の使用状況をどのように改善してもらいたい、単に男女のバレーの人たちが同じコートで練習をするようにさせていただきたいということだけなのか、それを網羅した総合的な施設の弹力的な運用面の改善みたいなのをその他も含めて求められているのかを、もう一度、失礼でございますけれども、ご発言を願いたいというふうに思います。小川宗寿君。

7番(小川宗寿君) 例えの例じゃなく、先ほど事例を挙げて私は言っているので、その使い勝手のいい部分を精査してちゃんと施設開放に、要は助言するなり配慮してあげなさいということを言っているんですね、言い方をきつくなさると。(「よくわからない」の声あり) 要は、建物を、AとBの別棟を使ってですよ、使う側の子供たち、あるいは生徒が離れた場所で紅白試合しよう、あるいはお互いゲームの内容、紅白試合しようとするとき、離れた場所で、離れた監督同士の指導では、経済的にも、そしてそういう部分にも欠けるんじゃないですかというような部分の事例をまず挙げました。

そして、その指導しに来てくれる方々も、やはり仕事終わってから来る社会人の方々もいるわけですよ。その方々に対しても配慮というのが必要なので、もう少し使い勝手のいいような内容にしたらいいんじゃないかというような部分だけを強調したかっただけなんですけれども、議長にはうまく伝わらなかつたということで、大変申しわけありません。

議長(細川運一君) わかりました。そのような趣旨のご質問だというふうに理解いたしましたので、教育長に再度答弁を求めたいというふうに思います。教育長。

教育長(庄子明宏君) 現実的に今、小学校の体育館が使えないというふうな状況になっておりまして、スポーツ少年団等からも、中学校の講堂、それから体育館をもう少し細やかな配慮で動かしてもらえないかというお話がありまして、そのように今やっているつもりではあります。ただ、まだそれでも足りない部分があるとするならば、ぜひそのお話を教育委員会のほうにしていただけだと非常に助かるなと思います。

議長(細川運一君) 村長。

村長(萩原達雄君) ただいまのお話ですが、小学校、スポ少ですね、スポ少のほうから、講堂のほうを使わせていただけないかということでありました。それで、私もそういったことを踏まえて担当課に、教育委員会ですね、そういうことがどうなっているんだということを言いまして、そしてそれを調整しながら使っていけるような方向を見出してもらっ

たという経緯があります。

それで、やはり今、小学校の体育館、使えないわけですから、これまであったものが使えないということは、どこかにやっぱりしわ寄せが行くということ、これはどうしても否めないことだというふうに私は思います。したがいまして、各団体が当然その制約を受けながら、そして協調しながら使っていくといったことも必要であろうと、こういうふうに思っております。

さらには先ほどの、合唱コンクールにバスを出した、それで父兄も乗せていってほしかったというようなお話もあります。確かにそのとおり、その父兄にとってはそういうことも要望としてはあるかもしれません。しかしながら、そういったことはですね、やはり子供のための教育でありますから、親のための教育ではございませんので、親が行くのはやっぱり自分で行ってほしい。そして、さらには全国大会、あるいは何大会と、例えばバレーなり何でも、例えばインディアカだったりするわけでありますが、奨励金といいますか、1万円程度の奨励金的なものを差し上げますけれども、旅費から何からそれは自前で行っているようあります。そういうことに鑑み、中学校なり小学校の遠征について、父兄まで遠征に同行、公費で遠征させるという考えはどうなのかなと。みんなが、「いや、大衡は金持なんだからそうしろ」とでも言うのであればですね、それは皆さんが、議会の皆さんのがそう言うのであれば、そういうことも可能になるかもしれません、原則としてはやっぱり子供たちの送迎に限らざるを得ないのかなと、こういふうに私は総括したいと思います。以上です。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 時間、あと3分ということでありますけれども、今回の一般質問で、まず制度が開始されたという文科省で取り扱う内容が、大衡村も同時進行しているということのひとつ確認になりました。それにあわせて、今、総括的な部分で村長のほうからも答弁いただきましたが、教育長、早速ですね、このバス運行の利用規則、あるいは基準、これを明確にしてください。

ということは、先ほどのその支援体制にも、やはり生徒だけというようなうたい文句なり、あるいは応援に行かれようとするご父兄が同乗できるかできないかという、保険的なものもありますので、そういうような基準までやっぱりうたわなきやならないと思いますよ。ただ言われば、頼まれれば用意しましたということだけで済む問題ではないと思いますので、このバス運行利用基準に定める内容を精査して、基準を明確にすれば、ご父兄

の方の理解も得られるのではないかなどというふうに思います。私からは一応、その基準を改めて精査していただきたいというような部分を申し上げたいと思いますが、その辺、ご答弁をお願いします。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 現在あるその基準につきましては、福祉バスというふうな形でのバスになっております。ですから、福祉関係等に使われるべきところのバスを何とか、村長が必要とするならばというふうな項目が後ろのほうにあるんですけれども、その中で今最大限活用させていただいているというところなので、この福祉バスの運行については、ちょっとこちらのほうで「こうしてほしい」と言うのはなかなか難しいんですけども、今後精査していただけるようにお話はしたいなというふうに思います。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後0時10分 休憩

---

午後1時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順7番、小川ひろみ君、登壇願います。

[13番 小川ひろみ君 登壇]

13番（小川ひろみ君） 通告に従いまして、2件について、一問一答方式でお伺いいたします。

まず初めに、「三世代同居・近居を支援する取り組みを」と題し、お伺いいたします。本村では、定住への取り組みとして、定住人口の増加を図り、にぎわいのあるまちづくりの創出を目的に定住促進事業補助金制度を設け、マイホームを取得した世帯・新規転入者を応援しております。

補助金の内容は、基本補助金、新築住宅取得として50万円、基本補助金への加算もあり、加算補助金、新規転入者世帯、村内に転入して1年未満で転入前2年以上村外に居住していた世帯に加算30万円、村内建築業者建築、村内に事務所を有する建築業法の許可を受けた建築業者等で村長の指定を受けた者として加算50万円、若者世帯、申請者またはその配偶者が40歳未満の世帯（売買契約または工事請負契約日を基準とする）が加算20万円で、最高で150万円を補助金としております。そして、補助金を受けることができるには、対象条件として、新築住宅取得に1,000万円以上の費用を要した方、それは土地代を除いて

おります。そして、大衡村に定住の意思があること、前年度に村税等の滞納がないことが条件としております。

また、アパートを建築し、住まいを提供していただける方にも補助金を出しております。賃貸住宅1戸当たり20万円に戸数を乗じた額、限度額250万円を補助金としております。対象条件として、村内に賃貸住宅を建築する法人・個人とし、集合賃貸住宅で1戸当たりの床面積が40平方メートル以上あり、各戸に玄関、浴室、トイレ、台所が設置されている住宅、そして当該賃貸住宅を長期にわたり経営すること、前年度に村税等の滞納がないことなどとしております。

この制度により、ときわ台、万葉ヒルズ、五反田などへの定住が図られたことはすばらしいことだと思います。そして、ときわ台南の分譲もほぼ完売ということは、定住促進事業補助金を含めさまざまな取り組みに大衡の魅力を感じているあらわれと私は思っております。

定住促進事業補助金を制度化し、支援を行っておりますが、補助金は平成32年3月31日までの期限限定となっております。この制度を今後どのように考えていくのかをお伺いいたします。

また、少子高齢化が進む中で、対策を考えなければなりません。これからは、子育て・介護という厳しい現実を家庭内で助け合えるように、親・子・孫の三世代の同居・近居への支援も考えていく必要があると思います。そして、子育て環境の充実や高齢者支援を図るためにも、住環境の向上と定住促進をどう考えていくのかをお伺いいたします。

次に、「医療用ウイッグ・乳房補正具購入費に助成を」と題し、ご質問いたします。

日本人の2人に1人が、がんになると言われております。高齢化によることも主な要因であり、従来であれば見つからなかったレベルの早期のがんが発見され、患者数が増加しているとも言われております。早期発見であれば、高い治療技術により治癒することができます。

治療の段階で起こり得る頭髪の脱毛は、容貌が大きく変化するため、精神的ダメージが大きいのが現実です。特に、女性のがんで最も多い乳がんは、手術してからの抗がん剤治療、そしてホルモン治療も続きます。病気になってしまって働き続けたいと思う人は多いです。治療と仕事を両立させる取り組みは、職場の理解が不可欠であります。そして、自治体も支援していくことが必要であると私は考えます。

宮城県栗原市では、がん患者の皆様が生き生きと社会で活躍できるように、医療用ウイ

ッグ・乳房補正具購入費用の一部を今年度4月から助成しております。社会復帰を支援していくことが重要であり、脱毛や手術による精神的・経済的負担軽減の取り組みの考えをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 通告順7番、小川ひろみ議員の一般質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1件目の子育てや介護を家族間で助け合える、三世代同居・近居を支援する取り組みを考えていく必要があるのではないかというご質問がありますが、その中の1点目の現在期間限定で制度化している定住促進補助金に係る今後の考え方についてのご質問ですが、万葉の里・おおひら定住促進事業補助金は、戸建て住宅や賃貸住宅の建築を促進することにより定住人口の増加を図り、にぎわいのあるまちを創出することを目的として、村内に新たに住宅を取得した方や賃貸住宅を新築した事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する制度として平成22年度から施行しておるところでございます。これは、先ほど議員仰せのとおりでございます。

当初は、平成26年度までの5年間に限りという時限的な制度を目指しておりましたけれども、今、定住促進、人口増加、そういったものをさらに促進するために、引き続き平成31年度まで、この制度を延長することを決定したところでございます。平成31年度を過ぎればどうなるのかということにつきましては、今後検討をさせていただきたいと、こんなふうに思っているところであります。

この中で、これまでの実績では、戸建て住宅152件、そして賃貸住宅6件に対して補助金を交付しているところであります。したがいまして、その交付に伴って着実に世帯数は増加しております。また人口は、制度施行前と比べ、400人ぐらいですね、約400人ぐらい増加していることからも、この制度の一定の効果はあったのではないかなど、こんなふうに考えているところであります。

今後ますます進むと予測されている少子高齢化や人口減少への対応策の一つとして、制度の継続は、先ほども申し上げましたけれども、必要性といったものを認識しておりますが、継続させるためには、それに伴う財源、そういったものも大変重要となりますので、これらの点も踏まえて、先ほど申し上げましたが、平成31年度からさらに検討してまいりたいと、こんなふうに考えております。

次に、2点目の子育て環境の充実や高齢者支援を図るため、住環境の向上と定住促進を

どう考えていくのかとの質問であります、現在の定住促進補助金は、新たに住宅を取得された方や賃貸住宅を建築された事業者を補助制度の対象としております。既にある住宅の建てかえや同一敷地内での増築等々は、補助金の対象外としているところであります。

昨今的人口構造や世帯構造は、さまざまな統計資料で示されているとおり、少子高齢化や核家族化が進み、その影響で保育園への待機児童や介護施設への入所待機者の増加などが社会的な問題となっております。ご質問にあります三世代の同居、そして近居への支援は、子育てや介護を家族間で助け合えるような環境づくりへの効果が期待できるというふうに思っておりますが、結果として待機児童や介護施設入所待機者の解消にもつながり、そして支援を受ける子供や親、介護者にとっても望まれる住環境になるものと考えられます。

また、三世代同居等への支援は、人口流出の抑制や、そして都市部へ移住した住民皆さんの中のUターンも期待できることから、定住促進策としても効果があるものと考えられますが、補助金の新設や制度を拡充するためには、先ほども申し上げましたけれども、それに見合った財源も必要となるといったことから、実現させることはそんなに簡単にはいかないものと考えるところであります。財源が潤沢にということであれば、そういったことも早急に進める、そういうことは当然視野に入れなければならないと、こんなふうにも思っておるところでありますが、今現在ではちょっと難しいのかなと、時間がもう少しかかるのかなと、こんなふうにも思っているところであります。

次に、2件目の「医療用ウイッグ・乳房補正具購入費に助成を」ということであります。

平成21年に、国立がん研究センター中央病院が通院治療中の患者638人を対象に実施したアンケート調査によりますと、抗がん剤による副作用の苦痛度ランキングという調査がありました。それによりますと、女性の1位はやはり頭髪の脱毛で、ほかにも眉毛やまつげの脱毛、あるいは爪が剥がれてくるとか、あるいは顔のむくみ・変色・しみなど見た目に関する悩みが、20位中ですね、20の項目ぐらいの中の約半分以上が見た目に関する悩みといったものが占めているというデータが示されております。一方、男性の1位は全身の痛みで、頭髪の脱毛は18位となっており、男性は女性に比べて、見た目の変化に苦痛を感じる方が女性のほうが多いという、そういった傾向があるようあります。特に、脱毛がつらいと感じていることが、その結果うかがえるということでございます。

また、女性に多い乳がんは、仕事や家庭で重要な役割を担う40代から50代に多く、治療においては乳房切除術を受ける方が約4割と言われており、乳房の喪失による女性の精神

的負担は計り知れないところであります。

治療後の早期の社会復帰への一助となる医療用ウイッグと乳房補正具は、医療保険や医療費控除の適用対象外とされており、その購入費用は個人的に大きな負担となっています。ちなみに、数万円から数十万円と高額で、がん患者にとって本当に、精神的な面はもちろん、経済的にも大きな負担となっているということは認識のとおりでございます。

このようなことから、医療用ウイッグや乳房補正具の費用購入に対する補助を含めた支援策が求められている中で、県においては、医療用ウイッグ購入費用に係る市町村への補助制度が今検討されておりますので、それらの動向を踏まえながら検討してまいりが必要があるのではないかと、このように考えております。

以上で、第1回目の1問目の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今の村長の答弁によりますと、財源確保が一番のネックであるというふうに私は理解しました。その中で、今までの定住促進事業補助金、交付実績として平成22年度から今まで、合計金額でどのぐらいになったのかをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 定住促進補助金の実績でありますが、平成29年、ただいまありますが、11月末現在であります。その実績は、交付実績が152件であります、1億3,130万円であります。そのうち新規転入分が107件、70.4%であります。そして、村内業者に施工していただいたという例が36件で23.7%、そして若者世帯はということで26件、89.7%であります。それから、民間のアパート、俗に言うアパートというか、民間の集合住宅に対する支援は6件であります、これは59室について1,090万円であります。そういうことで、当該制度により少なくとも新規転入が107軒、そしてアパートが59部屋の166世帯の増加が図られたということになっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 戸建てにおきます基本額ですね、基本額というのは、基本の補助金50万円でありますが、その総額の割合はどのぐらいになっているでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 交付実績の中で、基本額。基本額は50万円でありますから、その152件掛ける50万円ですから、何ばなんだ、これは……（「詳細に……」の声あり） 詳細には担当

課長より説明をさせますので。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 基本額50万円の占める割合ですけれども、金額ベースで計算しますと、57.9%になっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 転入割合といたしまして、村外転入、村内転居というか、そういう部分があると思いますけれども、その戸数と割合ですね、それはどのような形になっていますでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほどの村長の答弁のとおりになりますけれども、新規転入で107件、70.4%となっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今分譲していました、ときわ台南、大体完売ということになりました。そこの中で、補助金の見込みですね。試算しているかとは思いますけれども、その総額の見込みはどのぐらいと見ておられますのか、お伺いいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 家族構成、先ほどの基本加算額の関係で変わってきておりますけれども、1件平均100万円と試算しますと、108戸ありますので、1億800万円という形になります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 私への今の答弁で、聞いて考えるわけですけれども、これからはやはり、今、ときわ台南をやって1億ちょっとのお金がかかると。そういう部分が、多分2年間にわたっての建築の期間といいますか、2年、平成31年度に終わるということで、今から建てるといいますと、今は平成29年ですので、平成30年、2年間の期間しかないという部分になるわけですけれども、それを越した部分についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今の制度といいますと、議員ご指摘のとおり、制度が平成32年3月末までとなっておりますので、そこを越える部分については交付対象とならないという形になりますが、先ほどの村長の答弁のとおり、今後の財源等々を踏まえまして府内で検討していくふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 先ほども私も一番最初にお話したとおり、やはりこの制度によって大衡村に定住する方が図られたことは本当に否めない事実でもあり、すばらしい環境が大衡村にあるということで転入してくださった方、また、大衡に住んでもまた残って大衡にいたいという方ですね、結局、村内転居といいますか、そういう方々がいての大衡村の定住というか、人口増です。そういう部分が図られると思います。今までも400人近くの方々が定住して人口増になっている、また今回の南でもその人口を考えると、平均して3人から4人の家族としても400人弱、400人強ですか、増ですか、400人強の増加が見込まれるのではないかなどは思っております。

そういう部分では、やはりこの制度、もう少しいろいろなことを、税収的にはすごく大変で、そこに充てることも大変だと思いますけれども、この制度をもう少し引き続きやつていただきたいと思うことと、またそれに加えまして私が一番言いたいことは、三世代、そして近居によるその方々への補助金、その部分を見るということによって、子育て世代、そして子育て世代が祖父母世代と協力し合って子育てができる、安心できる環境づくりの整備ができるということ、そして高齢者の方々、先ほども議員の質問でありましたけれども、団塊の世代の方々、あと5年後には、2025年には団塊の世代の方が75歳以上になると見ますと、大衡村でもこの現実はすぐ来るわけでございます。そういう部分を見て、医療や介護の問題は山積みになると思います。そういう部分で、村長もお答えをしていただいたんですけれども、村長が今後本当にここの部分でも考えるお気持ちがあるのか、再度お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね、三世代同居、あるいは昔から、昔のことわざではありませんが、「みそ汁の冷めない距離」というんですかね、そういったところに親族、家族といった人たちが、近居というんですか、近くに住んでおられるということについては、本当に理想的な家族形態の一つでもあるんだろうなと、こういうふうにも思っております。

そのことが、先ほども申し上げました、いろいろな意味で補助金等いろいろあるわけありますけれども、そういった手厚い、さらにもっと発展したようなその制度ができるかどうか、それもやはり財源が大変な心配があるわけであります。大衡村は今、企業集積によって本当にうらやましがられるぐらいの財政事情になっているとは申しても、やはりそれはある程度限度もございますので、そういったことも勘案しながら、できる範囲内で

検討できるところは検討してまいりたいと、こんなふうにも思う次第であります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 平成28年4月から、子育て世代と祖父母世代が同居の家庭で浴室などを増築した場合、費用の一部を税制控除する優遇措置が国のはうではされております。そういう部分で税の優遇はされていますけれども、一つの提案でございますが、三世代同居を促進するためにも、一定の期間の固定資産税を減免とか、財政が苦しいのであればそういう部分でもできるのではないかと思いますが、村長の考えをお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろいろですね、ですから財源といいますかね、そういったものもありますし、さらに税法上の縛りやらそういったものも当然考えなければならない、すり合わせもしなければならない、そういういたもろもろの条件がありますので、一概に「はい、わかりました」と言うわけにもやっぱりいかないというわけでありますから、でも、そういう子育て支援しかり、そしてまた家族が三世代同居して、そしてお互いに共存といいますか、共栄を図って暮らしていく、そういう本当に理想的な姿、これは当然、我々が究極の目標とするところでもありますので、やっぱりそういったことをいろいろ検討しながら、できるかどうかかも含めて検討してみたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 三世代同居を促進するという、近居とか同居を促進するということは、子育て支援のみならず、親の見守りとか介護とか、やはりそういう部分にもつながっていくと思います。先ほど、隣近所の人たちがみんなで、いろいろ見守りも大切だと、村長がほかの議員の質問にもお答えしておりました。そういう部分も含めまして、まず最初の一番の初めは、自分の家族は自分で一応見ていくということが、一番私は大切なではないかなと思っているところです。

そういう部分で、やはり定住促進として、新しい方々、新居を設ける方々にはこのようないい處助金がございますけれども、データで先ほど見て、村外転入が70%、村内の方々が新しく建てる方が30%と見ますと、大体そういう部分で30%ぐらいの方々が三世代とか近居を求めるとして、財源的に私が試算すると大体4,000万円ぐらいになるんですね。そういう部分を、普通の基本的な、基本額として50万円という部分をざっくりと考えますと、大体4,000万円ぐらいの金額になるのではないかなどと思います。財源的に難しいとは言いましても、もともとやはり大衡に住んでいた方、そういう方が三世代になることによって、

企業の進出で大衡もすごくいいと村長も先ほど言いましたけれども、そういう部分を鑑みての、大衡において本当に昔から住んでいた方々へのその補助金というのは大切であるかと思います。もう一度、その部分を含めましてお答え願いたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　小川議員の強い、そういったことに対する熱い思いが、ひしひしと私にも伝わってまいります。ですので、先ほどから申し上げておりますとおり、そういったことが可能かどうかかも含めて府内で検討する、そういった価値はあるんだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひを、ご理解をいただきたいなど、こういうふうに思います。

議長（細川運一君）　　小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君）　　やはり今まで述べたように、そういう三世代同居・近居による、あとUターンの人材確保、こうした部分で大衡村の定住促進、これから子供たちが大衡に本当にずっと住んでいられるような形の支援を、補助金をこれからもいろいろと模索して考えていくいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

医療用ウイッグ・乳房補正具の助成をということで、先ほど答弁していただきました。やはりこれはいつ何時、自分がこの状況になるかもわからないというのが本当であると思います。困っている方々に適切な支援を行うことが本当に必要ではないかと思っているところです。健康なときには感じ得ない、計り知れない気持ちに応えるべき行政の支援が本当に大事だと思います。

そういう部分で、栗原市ではいち早くこのような支援、補助制度をしております。大衡でも、先ほど村長は、県において医療用ウイッグ購入費用に係る市町村の補助制度が検討されているということですけれども、これはどのような内容であり、いつごろになるのかお伺いいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　このウイッグの関係は、残間課長のほうから説明させますが、先ほどの定住促進ということに鑑みまして、冒頭での挨拶の中でも申し上げました、ときわ台南団地造成、そして今販売中、まさに販売中、これが完売したということでありますので、そういった補助金も1億5,000万円ほど、150万円の上限でもって100戸であれば1億5,000万円ということで一時的に出ますけれども、ただ、人口がふえることによってその分、地方交

付税の増額も期待、見込めます。したがいまして、その1億5,000万円の費用については、おおむね4年から5年でペイできると。そういういたレベルで考えればですよ。なので、人口はふえたほうがやっぱりいいんだなというふうに思っています。

そういうことで、その若者人口、あるいはそういった定住人口だけじゃなくて、今既存の、先ほど議員言われました二世代・三世代同居、あるいは近居ですね、そういうことにも今後目を向けて、検討できる範囲内で検討してまいりたいというふうに思っておるところですが、このウイッグ、あるいは乳房の補装具ですね、この件については残間課長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 先ほどの県の補助制度についてのご質問でございますが、ことしの10月に県のほうから、平成30年度からいよいよ、ウイッグのみの購入に対して、基準額が上限2万円でございますが、それの2分の1を市町村に助成するという制度を考えているという連絡がございました。

なお、現時点で県内で助成制度を設けているのが、小川ひろみ議員おっしゃるとおり、栗原市と川崎町でございまして、この県の制度にあわせまして来年度から開始予定、検討しているところが4市町ございまして、平成30年の4月からは6市町が助成制度を設けるというような状況でございます。以上です。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり、先ほども言いましたけれども、健康なときには感じ得ない、計り知れない気持ちに応えるのが私は行政だと思っております。やはり誰にも言えない悩み、そういうような部分があるのも、この病気になったとき初めて気づくことがたくさんあると思います。そういう部分でも、やはり外見的な部分、一番気にされる、女性のほうが一番気にされるとは思いますけれども、そういう部分での助成制度は県を待つということなく、やはり大衡村、この5,800人、6,000弱の人数ではありますけれども、その本当に数名、何パーセントかの方かもしれません。けれども、そういう部分をきちんと考えていくのが行政であるのではないかと私は考えますが、村長、お答え願います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさしくそのとおりだと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 先ほども言いましたけれども、やはり普通に働いて、病気になつてもや

はり人はみんな、自分の仕事にまた戻りたい、仕事をしたいと思うわけです。そういう部分のときに、やはりこのような制度が、髪の毛ならず、やはり女性として、男性にはない乳房ですか、その切除手術とかというのにはすごく心の精神的ダメージがございます。そういう部分をやはり感じ取る行政であり、そしてそういう人たちの悩みをきちんと聞いてやれる行政であってほしいなと私は思っています。

そういう部分でまた私は、この2つに限っての今回は質問でありましたけれども、それ以外にもいろいろな要望、村民の方々から、私にはわからないようなこともあると思います。また、私の聞いている中では……、不妊治療ですか、そういうような支援なんかも必要だと言っている方もいらっしゃいます。そういう部分を行政側ではどのように捉えているのか、お伺いいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　私ごとを言うと皆さんにお叱りを受けるかもしれませんけれども、実は、私の家内ですが、平成12年でしたかね、病気になって、それで頭髪を全部丸刈りにしたという経緯があります。丸刈りでありますから、自然と抜けたのじゃなくて丸刈りにしたんです。そのときに、やっぱり外に出るのが本当に苦痛だと、嫌だということありました。本当にそういった意味で、女性にとってこの頭髪のあるなしといいますか、そういったことに対しての抵抗感、これはすごいものだなということを私も身にしみて覚えております。

なので、そういったことの助成、そんなに、5万円から50万円ぐらいと言いましたけれども、頭髪だけでそうなのか、あるいはこっちのほうも含めての50万円なのか、それはちょっと私、まだ今のところ精査していませんけれども、当然、5,800人の人口でありますから、そういった方が何十人もいるという話ではありませんので、そういった助成が村としてもできるかどうか、もちろん庁内で討議して、精査して、できればそういったことをしてまいりたいなど、こういうふうに思っております。

あと、不妊治療の件ですが、これも来年度予算の関係でそういった話題も出ておりますので、その辺についても今、通告にないことに私ちゃんと答える資料を持っておりませんけれども、そういった議論も今後してまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君）　　小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君）　　大衡村、いろいろな部分で、村長もご挨拶の中でも「共に育み　共に創

り「共に生きる」、やはりそういう部分も言っていますし、ともに支え合うまちづくりということも言っています。また、安心・安全な村づくりにも取り組んでいくというお話を聞く機会がございます。やっぱり大衡村、愛と活力にあふれたまちづくり、そういうものを本当に、一人一人の気持ちになった、そういうような取り組みが、支援が、そして補助金、補助制度が本当にこれから必要であり、そういう部分を、私も通告になかった部分で、やはりどういうような悩み、いろいろな部分の悩みの方があると思いますので、そういう部分でお聞きしましたけれども、そういうように不妊治療についても今後考えていく、予算として考えていくことがあるということを今お伺いいたしました。

やはり、一人一人、皆さん、定住人口、いろいろな子育て支援、さまざまな問題、たくさんありますけれども、誰もが地域で自分らしく安心して生活していくことが一番大事なことだと思っております。そういう部分を考えて、大衡村、一生懸命村長も模索しているところだと思います。そういう部分で、私は両方合わせますと結局はやはり、もともと住んでいる方もみんな、よそから入ってきている方々も、よそから転入された方も一緒になって、本当に大衡村を、すばらしい大衡村、温かい大衡村をつくっていきたいという思いでおります。そういう部分を村長も、今後いろいろアンテナを高くして、耳を傾けてやっていっていただきたいと思います。そのことについてのご答弁、お願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　おっしゃること、ごもっともでございます。したがいまして、アンテナを高く——アンテナを高くするというか、私、背が小さくてそんなに高くはできませんけれども、情報を多方面から、いろいろ先進的な情報といったものなり、そういうものをいろいろな角度から取捨選択しながら、事業に生かせるものは生かしてまいりたいと、このように思っておりますので、どうか小川議員も、いろいろなそういう情報をお持ちなようでありますから、ぜひ私どもにもご紹介といいますか、いただければ、そういうことを一緒にやっていきたいと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君）　　通告順8番、遠藤昌一君、登壇願います。

[10番　遠藤昌一君　登壇]

10番（遠藤昌一君）　　私は、高齢者・要介護者のごみ収集について伺うものであります。

高齢者社会の到来、核家族の進行、そして高齢者世帯の増加。今、高齢者の方や要介護保険制度による中で生きている方々や体の不自由を強いられている方々は、生活から出るごみを集積所まで足を運ぶのが困難視されております。村は独自の支援を考えているのか

伺うものであります。

村では、高齢者や要介護認定者等々の通院や買い物など、移動困難な方々への交通手段としてタクシー料金の一部を助成し、大変好評を得ているようであります。一方で、距離の遠近により、村内に設置されているごみ集積所に行くにも、繰り返しますが、困難な高齢者や障害がある方は増加している現状であります。集積所設置数は、村内134カ所、公共施設は8カ所、地区・地域によっては場所の特徴は異なりますが、現在の設置場所は、高齢者世帯や障害のある方々にどのように今まで配慮なされてきたのか、この際、検証すべき課題と認識しております。ほとんどの集積所は、ごみの収集業務が始まったときのままでないかと思っております。

ごみを出す時間帯は、基本的には朝であるものの、前日の夕方に出す方も多いと聞いております。国道457などを初め、県道・村道を横断しなければならない場所もあり、交通事故が大変危惧されているところであります。また、高齢者では、手押し車でごみを出していく方も見受けられますが、特にひとり暮らしの高齢者の方々からの声を聞きますと、集積所が家から遠くてとても大変なので、時には自宅敷地内で焼却する場合もあると伺っております。一歩間違えば火災と人身事故が心配されます。だからといって、地区担当の民生委員さんや行政区長さん、衛生組合長さん、ボランティアの皆様にお世話をいただくにも限界があると思います。村では、新聞販売店と郵便局とも協定を結び、高齢者等の安否確認を行われておりますが、新聞講読が全世帯、あるいは郵便物も毎日配達されるとは限りません。

私は、高齢化社会の現状からして、今ここで高齢者世帯ごみ出しについての再検討を行い、安全に配慮した対策を講じるべきと考えております。一例として、村で行っている雪かき有償ボランティアのような方式や、職員での村独自の取り組みはできないか等、さまざまな角度から対応を検討すべきではないでしょうか。これらは、地区の方々を初め、新聞店や郵便局に加えての高齢者への声がけによるさらなる安否確認の事実を図ることができます。執行部は、高齢者等のごみ出しについての現状をどのように認識し、どのような支援を講じていくのか、伺うものであります。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

[村長　萩原達雄君　登壇]

村長（萩原達雄君）　　通告順8番、遠藤昌一議員の一般質問にお答えをいたします。

高齢者・要介護者への生活ごみ収集支援についてのご質問であります。現在、村内の

ごみ集積所は144カ所であります。行政区ごとに曜日を指定して、生活ごみの収集を行っております。収集日に合わせてごみを出すことになりますが、高齢の方や体の不自由な方にとって、大きなごみ袋や重たい瓶、新聞紙などを運ぶのは大変な作業であります。また、認知症や軽度認知障害になると、収集日やごみ出しのルールを覚えることも難しくなってきます。

村といたしましては、高齢者生活支援・生きがい健康づくり事業として、要介護・要支援認定において非該当となった方が対象となる軽度生活援助事業や、今年度、予防給付から訪問介護と通所介護が地域支援事業へと移行し、新たに介護予防・日常生活支援総合事業などがありますが、実施されるまでには時間が要するものであります。

近隣自治体では、地域の方が個々に対応されており、あるいは有償でごみ出しを引き受けたりしているケースもあります。ごみ出しが困難な方については、地域コミュニティーでの支援が必要になってきているのではないかというふうに考えております。

本村では、平成26年1月から始まった除雪ボランティアのように、ボランティアに協力してくださる方とボランティアを利用したい方との双方を地区で登録し、事業補助を受け、有償ボランティアとして実施されてきているところであります。超高齢社会への対応として、住みなれた環境で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう、地域の方々の支えが必要になってくるというふうに考えております。この考えは、遠藤議員と同じ考え方でございます。

これで、1問目の回答とさせていただきます。

議長（細川運一君）　遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君）　最後の答弁の中で、地域の方々の支えが必要であると言われておりますけれども、私の捉え方からすると、村独自ではやる気がないと、そう私は思っております。

そこで、実際にごみ収集をやっている県外の自治体、3件ほど実例として読み上げますので、参考になれば、村長もやる気があるだろうし、なければこれは意味……、まず読み上げます。

埼玉県所沢市では、ごみ出しをすることが困難な方のために、「ふれあい収集」という名称のもとで、自分でごみを集積所に出すことが困難で、身近にごみ出しに協力が得られない、もしくは協力者がいない世帯を対象に実施しております。対象者は、みずからがごみ集積所までごみを出すことが困難で、かつ、身近な人の協力を得ることができない、もしくは協力者がいない方のうち、介護保険制度で要支援2以上の認定を受けている65歳以

上の単身の方、2級以上の身体障害者手帳を所持している単身の方、2つ述べた中での該当する方のみで構成されている世帯に属する方。

これも同じ埼玉県ですけれども、富士見市においては、ごみ出し支援、要するに高齢者・障害者向けということで、身体状況により、まあ同じだろうけれども、ごみ出し困難で、身近にごみ出しの協力が得られない65歳以上のひとり暮らし、または世帯も高齢者や障害者によりごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関から集積所までのごみ出しを支援しているということあります。きのう、早坂議員からもシルバー人材のことでしたが、シルバー人材関連も訪問して、ごみ出しをしているとのことであります。

これも、さいたま市ですけれども、ごみ収集の原則として、ごみの収集所から収集することを基本としておりますが、ごみを収集所まで運ぶことが困難な市民がふえていることから、市民サービスの一環として、ごみを自分で出すことができない方々を対象に、市の職員が自宅まで直接ごみを取りに伺いますと。そして、対象者として、高齢者は、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする要介護者や日常生活を送る上で支援が必要な方で、やっぱり同じ65歳以上のひとり暮らしの高齢者と、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする要介護者や日常生活を送る上で支援が必要であり、同じく65歳以上の高齢者で同居する家族がいる場合でも、同居者が高齢者や障害者等で収集所までごみを持ち出すことができない場合。あと、障害者として、ひとり暮らしの障害者と障害者に同居する家族がいる場合にあっても、同居者が高齢者や障害者等で収集所までごみを持ち出すことができない場合と。

このように、今3自治体の実例を挙げましたけれども、先ほども話しましたけれども、最後の答弁の中で、繰り返しますが、全く地域の支えが必要であるという答弁であれば、繰り返しますけれども、村長としては自治体独自ではやる気がないんだよと私は思いますけれども、改めて考えを伺います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　ですから、最後に、認識は遠藤昌一議員と同じ認識ですよと、私言いました。ですから、全然やる気ないとかそういった問題ではございません。この問題は、認識として重大な、これから今後ですね、高齢者社会の中で重要な問題だというふうに捉えているということを申し上げたわけあります。

したがいまして、まずもって地域の皆さんのが支えが当然一番先には必要になってくると。それが無理であればですね、それが無理であれば当然、無理といいますか、限界があれば、

当然そういったニーズといいますか、どういう方々がどの程度支援を欲しているのか、願っているのか、そういったニーズをまずもって捉えなければならない。そして、それが果たして、ボランティアなり、あるいはおっしゃいましたシルバー人材なり、あるいは村の職員で対応するか、それはまたその後の問題でありまして、方法の問題でありまして、そのことはこれからはますます重要になってくる課題の一つであるというふうに捉えておりますので、まずもってそういうケースがどの程度あるか、そういったことを調査しながら種々検討してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君）　遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君）　検討という言葉も出ましたけれども、いや、検討、それはですね、いずれ村長独自で検討するわけがないと思います。担当課等々と相談しながら当然検討するんだろうと思います。だから、検討したその結果というのは、やっぱり報告あってしかりだと思います。やっぱり早急にこれは私は急ぐべきであって、その検討したのはですね、今の時代で、何を検討しました、会議録も議事録も何もなくて、今は録音をされてもいい時代ですから、いつ何日もし検討したか。いろいろ今まで皆さんも質問してきた、された中で、検討、検討の答弁、随分なされてきましたけれども、やっぱりその辺も明らかにしてもらえば、「ああ、やっているんだな」とか思いますけれども。

そこでですけれども、これは社会福祉協議会にもちょっと関連すると私は思います。今、社会福祉協議会の会長は、どなたさん、なさっていますかね。

議長（細川運一君）　遠藤昌一議員、一括でございますので、最後の質問でございますので……（「もう一回」の声あり）取りまとめてのご発言を願います。

10番（遠藤昌一君）　もし……、副村長がやっているの、はい。

それで、こういうふうに、副村長兼会長でありますので、会長から答弁できるのであれば、この件についてどのような考え方をお持ちかを伺って終わります。

議長（細川運一君）　遠藤昌一議員、一般質問でございますので、村政執行に関する所信を伺うのが議員として的一般質問でございますので。（「せっかくいたのに」の声あり）たまたま、副村長が社会福祉協議会の会長を兼ねておりますけれども、もう一度、せっかくの発言の機会を……、発言を許しますので、取りまとめの質問をなさっていただければというふうに思います。社会福祉協議会会長への一般質問は、議長として認めかねます。

10番（遠藤昌一君）　せっかく会長いるのに。まあ、いいや。

では、いずれにしても、村長、早急にね、これは急ぐ課題ですから、早急に検討を進め

てほしいと思いますが、改めて村長の考え方伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさに、今議員おっしゃるとおり、高齢化社会真っただ中に突入しております。したがいまして、本当にひとり暮らしの老人の方とか、介護を要しなくともやはりそういった集積所まで持っていくのも大変な人はいっぱいいます。そういったニーズを、そういった方々がどの程度いらっしゃるかといったことをまずもって調査しながら、そしてそれをカバーするためにはどういった人材が、どういう人数で必要なのかも、そういうことも精査しながら、今後本当に真面目に検討、検討してまいりたいと、このように私は決意をしたところでありますので、ご了解をお願いしたいというふうに思います。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を2時35分といたします。

午後2時22分 休憩

---

午後2時35分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第3 請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めるることを求める意見書の提出を求める請願について

議長（細川運一君） 日程第3、請願第1号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

お諮りします。本案については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより本案の審議を行います。

紹介議員に内容の説明を求めます。山路澄雄君、登壇願います。

〔11番 山路澄雄君 登壇〕

11番（山路澄雄君） 中小業者の自家労賃を必要経費として認めるることを求める意見の提出を求

める請願書。

平成29年11月27日付で提出されました。

請願者は、宮城県仙台市青葉区台原3丁目18-6、宮城県商工団体婦人部協議会会長菅原恵美子さん、仙台民主商工会婦人部部長大竹康子さんの両名の代表名でございます。

内容としては、中小業者の方々ですが、地域経済並びに日本経済の発展に貢献してきました。これからも、現在も長引く不況の中で、困難な経済状況の中で、日本経済の下支えとして努力なさっているわけでございます。

そんな中で、業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、女性事業主として営業に携わりながら、家事・育児・介護と休むまもなく働いています。

しかし、どんなに働いても、中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない」という条文がございまして、必要経費として認められません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者で86万円、その他の家族は50万円です。

配偶者もさることながら、息子や娘たち家族従業者は、わずか50万円の控除では所得0円と見なされるため社会的にも経済的にも全く自立できません。家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけています。また、家族従業者が交通事故にあっても補償額が低く、専業主婦の半額ほどです。

所得税法第56条は、憲法の保障する「法の下の平等（憲法第14条）、両性の平等（同24条）、財産権（同29条）」を定めた憲法に違反するものであります。

税法上では、青色申告にすれば給料を経費とすることができますが、同じ労働に青色と白色の差をつけること自体が矛盾しております。基本的人権を侵害しています。

諸外国においては、アメリカ・ドイツ・フランスはもう既に『自家労賃を必要経費』として認める中で、日本だけが世界の進歩から取り残されています。2009年7月に行われた国連女性差別撤廃委員会では、「所得税法第56条の家族従業者の労働対価を必要経費として認めないという問題は、女性に否定的影響を与えると思うが、政府の立場は」という質問が日本政府に出されました。

私たちは税法上も、民法、労働法や社会保障上でも「一人ひとりが人間として尊重される憲法に保証された権利」を要求します。

そういう内容でございますが、この請願については、宮城県議会では全会一致で、ことしの3月、採択されております。その他、市部の自治体では採択が11、町村部では14とな

っております。未採択の自治体が非常に少なくなっています。社会的な弱者を守っていくという議会の基本的精神に立ち返り、本議会の速やかなる請願の採択をお願いするところでございます。皆様方の地域経済の発展のため、商工団体援助のためにも、満場一致で請願をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） これより質疑を行います。

なお、質疑は紹介議員に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決を行います。

請願第1号、中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の提出を求める請願についてを採択することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は採択することに決定をいたしました。

---

議長（細川運一君） お諮りいたします。細川幸郎議員の逝去に伴い、議会運営委員に欠員が生じましたので、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

日程を配付するため、暫時休憩をいたします。

午後2時43分 休憩

---

午後2時45分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

追加日程第1 議会運営委員の選任について

議長（細川運一君） 追加日程第1、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、大衡村議会委員会条例第6条第

2項の規定によって、佐々木金彌君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、佐々木金彌君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時46分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員